

計画の位置づけ・検討体制について

1 計画の位置づけ

市町村にて定める障害福祉に関する計画は、これまで以下の 2 つの計画がありました。
現行の「国分寺市障害者計画（第 3 次）・第 4 期国分寺市障害福祉計画」はこの 2 つの計画を
一体化して策定しています。

障害者計画 （障害者基本法）	市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画 （計画期間：6 年）
障害福祉計画 （障害者総合支援法）	市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提 供体制の確保に関する計画（計画期間：3 年）

また、これらに加えて、平成 28 年 5 月に、国会で障害者総合支援法・児童福祉法が改正（平
成 30 年 4 月施行予定）されたことにより、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等につ
いての「障害福祉計画」と同様に、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について、以下の計
画も新たに市町村で定めることとなります。

障害児福祉計画 （児童福祉法）	市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保 に関する計画（計画期間：3 年）
--------------------	--

※国分寺市では、従来より「障害児福祉計画」に相当する内容を「障害福祉計画」に含んで
一体として策定しています。

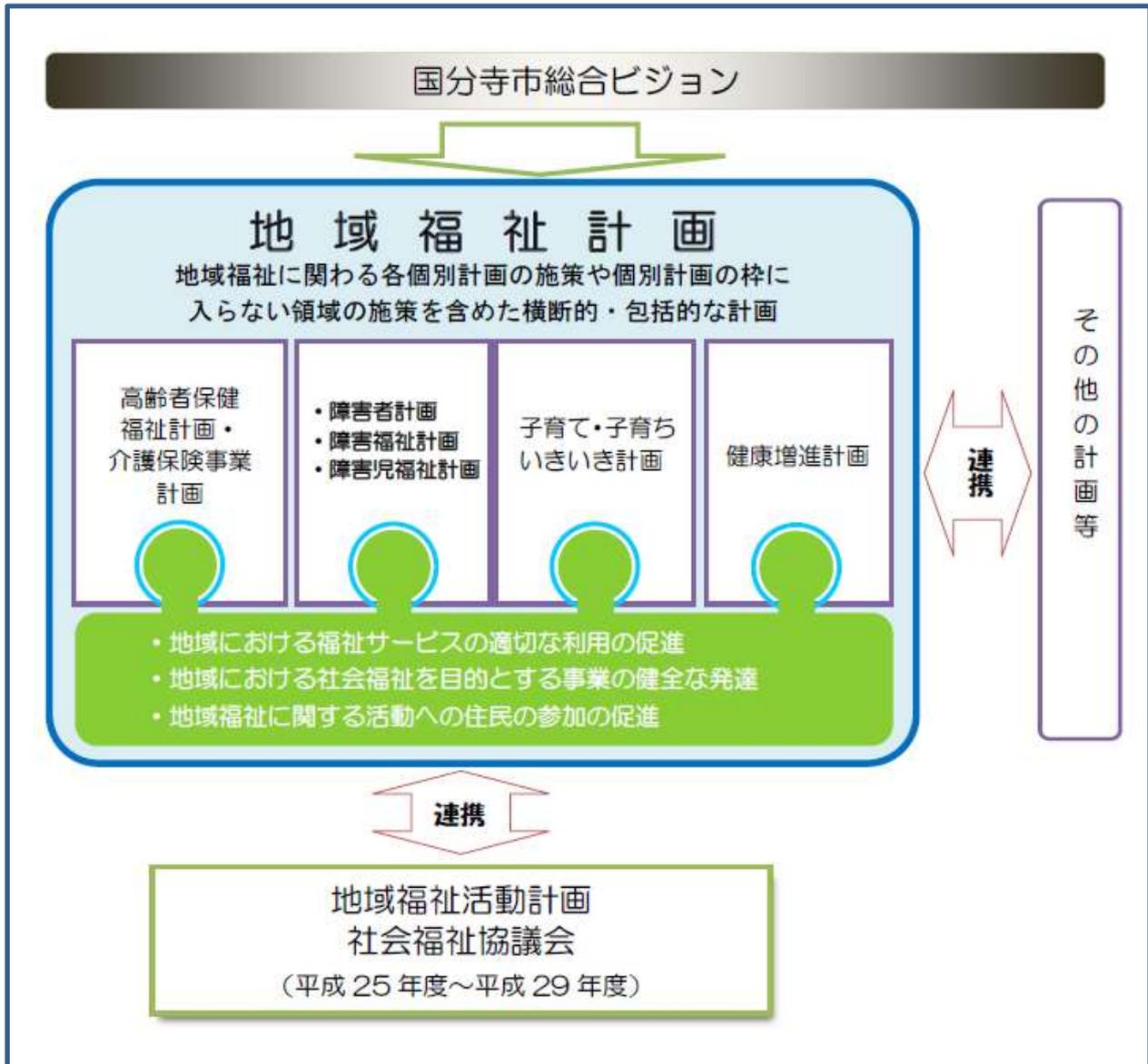
2 国分寺市における障害福祉関連計画の推移

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者計画	第 2 次障害者計画 平成 22～26 年度			第 3 次障害者計画 平成 27～32 年度					
障害福祉計画	第 3 期障害福祉計画 平成 24～26 年度			第 4 期障害福祉計画 平成 27～29 年度			第 5 期障害福祉計画 平成 30～32 年度		
障害児福祉計画							第 1 期障害児福祉計画 平成 30～32 年度		

3 他の計画との関係

「国分寺市障害者計画（第3次）」（平成27年～平成32年度）、「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画」（平成30年度～平成32年度）、「第5期国分寺市障害福祉計画」（平成30年度～平成32年度）」及び「第1期国分寺市障害児福祉計画」（平成30年度～平成32年度）」は、「国分寺市総合ビジョン」や市のその他の関連計画との整合性を図ります。

■国分寺市の他の計画との関係イメージ図



4 計画の検討体制

次期計画の内容について、本協議会で検討します。

- 今後実施予定の「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査」について、調査内容の検討、結果の反映を行います。
- 本協議会とは別途に、地域課題について継続的に検討している「国分寺市障害者地域自立支援協議会」と、次期計画について連携を図ります。

■計画の検討体制イメージ図

